

# 平成27年度改正税法、公布

去る3月31日、所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律9号)など、平成27年度税制改正に係る法律・政省令が公布された。

主な内容は、次のとおり。

(注)以下では、平成27(28、29)年度とは平成27(28、29)年4月1日以後開始事業年度を指す。

## 法人課税に関する改正

(1) 法人実効税率の引下げ  
法人税率(現行25・5%)が、平成27年度から23・9%へ引き下げられた。あわせて法人事業税所得割の税率も引き下げられており、現行の標準税率7・2%が、平成27年度に6・0%、平成28年度に4・8%となる。

(2) 欠損金繰越控除の見直し  
大法人(資本金1億円超)の繰越欠損金の控除限度額について、現行の「所得金額の80%」から、平成27年度および平成28年度は65%、平成29年度以降は50%と引き下げられた。

一方、平成29年度に生じた欠損金から、繰越期間が10年(現行9年)に延長された。

(3) 受取配当等益金不算入制度の見直し

平成27年4月1日以後に受ける受取配当等について、持株比率に応じて、益金不算入割合が

それぞれ次のとおりとされた。

- ① 3分の1超保有する株式等100分の100
- ② ①および③の株式等以外の株式等 100分の50
- ③ 100分の5以下保有する株式等 100分の20

(4) その他税制措置  
その他、研究開発税制の見直しや、所得拡大促進税制の拡充、地方拠点強化税制の創設などが行われている。

## 国際課税に関する改正

外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から、外国子会社において損金に算入される配当が除外された。この改正は、平成28年度に受け取る配当等の額から適用するとされている。ただし、平成28年4月1日に保有する株式に係る配当等については、平成28年度および平成29年度においては、従前どおりの取扱いとされている。

その他、外国子会社合算税制におけるトリガー税率の見直し(現行「20%以下」を「20%未満」)や適用除外基準の見直しなどが行われている。

## 会計

# 税効果会計Q&Aの改正案、公表

— JICPA

去る4月3日、日本公認会計士協会は、会計制度委員会「税効果会計に関するQ&A」の改正に関する公開草案を公表した。

## 平成27年度税制改正への対応

平成27年度税制改正において、外国子会社配当益金不算入制度の対象から、外国子会社において損金算入される配当が除外された。これを受け、外国子会社配当益金不算入制度に関するQ12の見直しを行っている。

## 国際会計

# 収益認識基準の適用を延期へ

— FASB

去る4月1日、FASBは新しい収益認識基準の適用日を1年延期し、公開事業会社については2017年12月16日以降開始する期中期間と年次期間から適用することを決議した。ただし、延期前の適用日である2016年12月16日以降開始する期中期間と年次期間からの早期適用は認められる。関連する会計基準アップデート(ASU)の公開草案は2015年第2四半期に公表され、コメント期間は30日間の予定である。

2014年5月に、FASBはASU2014-10「収益認識

## 金融

# 短観と物価上昇率が示す追加金融緩和の意味

日銀は4月1日、3月調査の全国企業短期経済観測調査(短観)の結果を発表した。

大企業製造業の業況判断DI

(「良い」と答えた企業から「悪い」と答えた企業を差し引いたポイント)が、前回調査の昨年12月分と同じ12で変化はなく、3カ月後の先行き見通しは、10でやや悪化する結果となった。中堅企業や中小企業につい

ても、先行き悪化の見方は共通だった。民間予想に反して、企業の景況感がむしろ先行き慎重な結果になっている。また総務省が3月27日に公表した2月の全国消費者物価指数の動向は、総合指数が前年同月比プラス2・2%、総合指数から生鮮食品を除くコア指数がプラス2・0%、さらに食料およびエネルギーを除くコアコア指

数がプラス2.0%であった。日銀が見込む昨年4月の消費税率引上げ3%の影響分2%ポイント差を差し引くと、全体としてほぼゼロ%となる。また前月比では各々0.1〜0.2%の下落で、先月までの2014年度では日銀の物価上昇率2%を目指すリフレ政策はまったく前進しなかったことになる。

しかし一方で、日経平均株価が2万円を目指す展開となっているのは、1つには息の長い金融相場が続いていることがあ。もう1つは、日銀やGPIF(年金積立金管理運用独立行政法人)などの大きな株式の買い手の存在がある。

したがって、こうした株式相

場の上昇だけに目を取られるとみえにくくなっているが、当初日銀が主張した、将来の物価上昇を信じて企業と家計が行動し景気回復につながる、という異次元金融緩和策を正当化する理論は破たんしているといえる。消費税以外の要因ではこの1年間物価は上昇しなかったことと、現時点で企業の先行き見通しに改善がみられないという直近のデータがそれを裏づけている。統一地方選挙が終われば日銀が追加緩和策を打ち出す、という思惑が市場の一部にあるが、破たんした理論に基づく追加緩和は、市場の不安定さを高めかねない。

証券

## アベノミクスの評価時期が到来

3月期決算会社が圧倒的に多い日本では、4月からは新年度、新決算期入りである。年度末の日経平均は前年度末を30%以上上回って年度を越えた。この水準であれば新年度の株価と景気には期待がもてる。

4月からはアベノミクス3年目、ちょうど2年を経過したところであり、その真価を問われる時期となるはずである。アベノミクスの目標はデフレ脱却、その具体的な数値として「2年

後に2%の安定的なインフレを実現する」というものであった。いわゆるインフレ・ターゲットである。

しかし、アベノミクスは2%のインフレ目標を達成できそうにない。ところが、野党を筆頭に政権の責任を問おうとする動きは乏しい。せいぜいアベノミクスの恩恵は国民全体に及んでおらず、格差拡大をさらに進めただけ、といった不満をもちやす程度である。

最近、証券会社だけでなく、信託銀行もファンドで運用するラップ口座の獲得に注力している。ラップ口座とは、正式にはSMA (Separately Managed Accounts) というサービスで、金融機関と投資責任契約を結んだ口座をつくり、その口座内の資産を金融機関が運用するサービスだ。口座管理だけではなく、運用資産の選択・発注まで行う包括(wrap)サービスなのでラップと呼ぶわけだ。

もともと、このサービスは超富裕層向けで、小口顧客向けではなかった。そこで、運用資産をファンドに絞り、運用戦略をパターソン化することで、本物のラップ口座サービスと類似のサービスを提供できるようにした。これにより、ターゲット顧客が広がり、株高効果もあつて、契約資産残高が急拡大している。日本投資顧問協会によれば、2014年12月末時点での残高は3.1兆円。同年6月では1.6兆円だったから、驚くべき増加だ。

これほど爆発的に増えているということは、顧客から支持されているということになるのだが、批判もあるようだ。コストが高いという批判だ。ただ高いと批判するだけでは説得力がないので、コストを検証してみた。

ファンドラップの手数料体系は、

次のような感じだ。

ファンド売買時の手数料負担はなしだが次の負担が必要。  
 ・ラップ口座手数料：契約額の1〜2%/年(運用一任報酬を含む)  
 ・保有ファンドの信託報酬・ファンド時価の0.25〜1.5%/年(ファンドによる)

投資のハナシ **裏表**

### ラップ(wrap)口座のトラップ(trap)

つまり、このサービスを使えば、ファンドを頻繁に売買したとき

に、買付総額に比例して支払わなければならない手数料が、定額のラップ口座手数料負担で済むことになる。ならば、こう考えてみる。ラップ口座の年間手数料1〜2%は、ファンドの買付け時に支払う手数料に近い水準だ。ということは、年一回以上、ファンドの総入れ替えをする人ならば、ファンドの買付けに支払う手数料√ラップ口座手数料となり、ラップ口座の定額手数料メリットを享受できる。しかし、保有ファ

ンドを毎年、全部入れ替える人は、どれくらいいるのだろうか？ラップ口座の手数料には、運用を一任していることへの報酬も含まれるから、単に買付手数料と比較するのはフェアではない。パフォーマンスへの影響の観点から考えてみる。たとえば、あなたが安定運用を望む顧客だったとしよう。この低金利環境ならば、きつと、ポートフォリオの目標利回りは2〜3%/年といったレベルだろう。それに対して支払うべき手数料は、信託報酬も含めると約1%/年になるようだ。運用益(運用損もあり得る)と比較すると、手数料はかなり高額に思える。納得できるだろうか？

また、ETFを運用対象に加えられるならば、コストを低く抑えることができるにもかかわらず、あえてETFより信託報酬の高い系列運用会社の専用ファンドを運用対象にしている。これは、運用パフォーマンスを犠牲にして、自社グループの利益を優先していることになるのではないのか。

ラップ口座の宣伝文句は「何に投資していいかわからない方へ、資産運用に時間をとられない方へ、決断しづらい方へ向いています」だ。決して「よりよいパフォーマンスに納得したい方へ向いています」とは言っていない…wrapのtrapだ。

(三田 哉)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2015年3月24日	ワークプランの更新	IASB	保険契約の再審議が2015年1Qから2Qへ延長、料金規制事業のボードの議論が2015年2Qに予定、など。 <a href="http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx">http://www.ifrs.org/Current-Projects/IASB-Projects/Pages/IASB-Work-Plan.aspx</a>	—
2015年3月26日	改正実務対応報告第18号 「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」	ASBJ	2014年1月に改正された米国におけるのれんに関する会計基準への対応、2013年9月に改正された連結会計基準への対応および退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理の明確化を行うもの。 <a href="https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zaigai2015/">https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/zaigai2015/</a>	—
2015年3月26日	改正企業会計基準適用指針第25号 「退職給付に関する会計基準の適用指針」	ASBJ	厚生労働省通知により、厚生年金基金および確定給付企業年金における財務諸表の表示方法の変更が行われたことに伴い、必要と考えられる改正を行うもの。 <a href="https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyuu2015/">https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/taikyuu2015/</a>	—
2015年3月26日	改正企業会計基準第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」等	ASBJ	単体開示の簡素化に伴い、所要の見直しが行われたもの。 <a href="https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kansoka2015/">https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/docs/kansoka2015/</a>	—
2015年3月26日	「企業結合に関する会計基準」等の改正に伴う有価証券上場規程施行規則等の一部改正について	東京証券取引所	企業結合会計基準等の改正を踏まえた連結財規の改正に伴い、有価証券上場規程施行規則、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則等について、所要の見直しを行うもの。 <a href="http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000000tkz0-att/nlsgeu000000t0c.pdf">http://www.jpx.co.jp/rules-participants/rules/revise/nlsgeu000000tkz0-att/nlsgeu000000t0c.pdf</a>	—
2015年3月30日	金融庁告示第26号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	2014年7月1日から12月31日までに公表されたIFRS(9号「金融商品」、10号「連結財務諸表」等)を指定国際会計基準とするもの。	—
2015年3月31日	民法の一部を改正する法律案	法務省	消滅時効制度全般、法定利率、債権譲渡、定款約款等の改正を行うもの。 <a href="http://www.moj.go.jp/content/001142181.pdf">http://www.moj.go.jp/content/001142181.pdf</a>	—
2015年3月31日	有価証券報告書レビューの実施について(平成27年3月期以降)	金融庁	今回は、「法令改正関係審査」を実施せず、「重点テーマ審査」として退職給付、セグメント情報を設定している。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150331-5.html">http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150331-5.html</a>	—
2015年3月31日	有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について(平成27年3月期版)	金融庁	2015年3月期以降の有価証券報告書の作成にあたって留意すべき、新たに適用となる開示制度・会計基準等をまとめたもの。 <a href="http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150331-6.html">http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150331-6.html</a>	—

一方、安倍政権には2%のインフレ目標を達成できなかったことに対する言い分は十分ある。何より消費税率上げがインフレ期待を歪め、消費者マインドを低下させた。しかし、消費税率引上げは民主党政権時代に決められたことで自分には関わりのないことである。だから2度目の消費税率引上げは延期した。また、原油価格の大幅下落という想定外の事態が起きたことも政権の責任ではない。

このような展開になっている背景には、要するに株高が実現し、経済界、さらに社会の雰囲気が変わってしまったことがある。アベノミクスは2%の物価目標を達成できなかったが、期待以上の円安を実現し、企業収益を好転させた。その結果、株価は大きく上昇、資産効果で企業マインドも好転した。株高の影響の大きさを実感させられる。

安倍首相は好運の持ち主といえる。しかし、昨年末の総選挙で勝利してから、経済よりも政治課題と取り組もうする姿勢を強めているようにみえる。アベノミクスの最後の課題、成長戦略はまだ道半ばである。安倍首相にはまだまだ経済優先で臨んでほしいものだ。